

派遣先のご担当者が知っておきたい！

第3回 経営セミナー開催のご案内

無料

派遣労働者の同一労働同一賃金の円滑な導入を目的とした、改正労働者派遣法が2020年4月1日に施行されます。

派遣先の皆様には、派遣労働者の円滑な継続就業に向けて、早めに準備していただくことが大切となりますが、何から始めたらよいのでしょうか…？

東洋商事株式会社（東洋ヒューマンサービス）では、昨年開催した経営セミナーに引き続き、同一労働同一賃金を中心とした改正労働者派遣法の説明会を開催いたします。セミナーは無料ですので、お気軽にご参加いただき、対策のための情報収集にお役立てください。

『派遣労働者の同一労働同一賃金説明会（改正労働者派遣法）』

日時：2019年9月10日（火）14時30分～16時30分（受付14時～）定員20名

会場：金沢産業振興センター（研修室）

金沢シーサイドライン「産業振興センター」駅下車 徒歩1分

講師：田中 基之 氏（株式会社匠ソリューションズ 専任コンサルタント）

人材派遣コンサルティングを主に、各種教育研修セミナーの開催、派遣先大手企業での講演も数多くこなす。人材業界の将来を見据え、長年培ってきたノウハウを提供。

内容：

1. 改正労働者派遣法3つのポイント
2. 労働者派遣法の改正前後の比較
3. 派遣労働者の待遇改善までの流れ
4. 待遇決定方式の概要（「派遣先均等・均衡方式」と「労使協定方式」と点検・検討手順
5. 施行日までにすべきこと（比較対象労働者の決定と派遣元に提供する情報の整理）
6. 質疑応答



★★★ 改正のポイント ★★★

施行日以後に就業している派遣労働者について、以下のいずれかの待遇を確保することが義務化されています。

- ① 派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇
- ② 一定の要件を満たす労使協定による均等・均衡待遇

派遣元・派遣先の企業の規模に関わりなく、2020年4月1日以降に締結された労働者派遣契約、また同日をまたぐ契約についても、同日から改正法の適用を受けることになります。

つまり、2020年4月1日に就業している派遣労働者について、上記いずれかの待遇を確保していることが必要となります。

主催：東洋商事株式会社（東洋ヒューマンサービス）

事業開発部人材派遣課



〒236-0004 神奈川県横浜市金沢区福浦3-8 東洋電機製造（株）横浜製作所内
人材派遣事業（派14-120005）有料職業紹介業（14-ユ-301262）

お問い合わせ：電話（045-785-0470）・メール（koyanagia@toyodenki.co.jp）

参加ご希望の方は裏面申込書に必要事項をご記入の上FAXにてご送付ください。

※締切 9月6日（金）

このままFAXをお願いします。 FAX 045-785-5361

受講申込書

会社名			
ご参加者名			
部署・役職			
メールアドレス			
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
資料請求	<input type="checkbox"/> 参加できないが資料が欲しい		
ご質問その他			